



知的財産権の 赤ひげ先生をめざして



羽鳥国際特許商標事務所

所長・弁理士 羽鳥 巨 氏(前橋支部所属)



Q & A

▼業務内容の紹介

当事務所では、独立開所以来、群馬で生まれ群馬で育った地元弁理士として「知的財産権を通じて郷土群馬のために働く」ことを事務所の基本姿勢としております。

お蔭様で、多数の皆様からのお力添えを戴き、この二十八年間で約二七〇〇件の特許・実用新案、約六五〇〇件の意匠・商標の取り扱いをさせて頂き戴きました。

また、本館と、全ての取り扱い書類を大切に保管する専用書庫を備えた別館からなる事務所において、最先端の知的財産業務を提供させて頂いております。

▼開所当時を振り返って

大学卒業後、大手電機メーカーへつとめており、昭和六十年、在職中に弁理士試験に合格しました。その後、独立を考えて東京の特許事務所へ修行の後、昭和六十二年に独立開所いたしました。

当時、群馬県内に特許事務所はなく、みな東京の事務所

今でこそ浸透してききましたが、当時は「便利屋さんか？」「と、よく間違われましたね(笑)。

▼イチオシ(特徴)は？

冒頭にも申し上げた通り、やはり群馬県に、そして中小企業に特化していることだと思います。以前は大手の仕事もやりましたが、現在は取引先五〇〇社のほとんどが中小企業です。

そのため、中小企業の目線で知的財産の出願・登録を取り扱えることが強みだと思います。

また、通常の事務所は特許が約九割、商標が一割と、圧倒的に特許関係が多いのですが、当事務所は半々くらいで取り扱っています。特許・実用新案も意匠・商標も、どちらも偏りなく一定の実績があることは、うちの大きな特徴の一つです。

こうした知的財産は、自分では問題ないと思っても、突然訴えられたりすることもあります。特に商標はきちんと調べて登録しておかないと、訴訟問

題になりかねないので、会員の皆さんには充分気を付けてもらいたいところです。

▼これからの展望は？

一般企業と同じように、当事務所にも永続性が求められると思います。既に息子が弁理士を志していますので、これからは人と人とのつながりを大切にしながら堅実な対応と徹底した管理につとめ、十年後を目途に世代交代の準備もすすめていくつもりです。

今後とも、群馬に根を張る「知的財産権の赤ひげ先生」を目指し、安心確実で身近な特許商標事務所として全力を傾注していく所存ですので、どうぞお気軽にご相談ください。宜しくお願い致します。



〒405-6455 群馬県前橋市代田町645-5
TEL 027-231-6288
http://www.raijin.com/po-hatori/